

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南大隅町長 石畑 博

市町村名 (市町村コード)	南大隅町 (464911)
地域名 (地域内農業集落名)	川南地区 (塩入団地、南新町、瀬脇、溝口、馬場川、住宅1号、住宅2号、住宅3号、住宅4号、諏訪上、諏訪下、南谷、椿、北之口、山本新町、久保下、中原、上之河原、尾ノ上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

川南地区は、水稻を中心に、バレイショ、葉たばこの栽培、施設野菜はピーマン、インゲン、パua等が栽培され地域内の農地は有効利用されている。一方で農業者の高齢化、後継者不足に伴い、耕作放棄地の増加が懸念される。
また、農道、用排水路、圃場の整備等も必要であるが、特に塩入地区は排水関係の水田整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、バレイショ、インゲン等の生産効率向上のため、農地集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104.38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内及び関連農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢化等により、離農者が増加していくことが想定されることから、農地を担い手へ集積させ、集約化も可能な限り進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農者が発生する場合には、予定地近くに農地を持つ担い手に伝え、双方の意見を調整したうえで、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を通じて契約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の確保が難しい農地については、地域外からの参入を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

水稻の集積を行い、ドローンによる農薬の一斉散布を行う。